島根県邑智郡美郷町都賀本郷
六三〇番一　一号
五七四番二　二号
五六五番　三号及び四号
五六七番一　五号
五六三番三　六号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
土井**溢**川支渓
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷
島根県益田市土井町
ロ二五八二番一
ロ二五八三番
ロ二五九八番からロ二六〇二番まで
ロ二六〇三番一
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
スワノ尾川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
島根県隠岐郡隠岐の島町都万
田縫　一七四六番一　一号から七号まで
一七四四番　八号から十号まで
スワノ尾　一七二九番　十一号
一七二五番　十二号
一七二二番　十三号
一七一六番　十四号

○国土交通省告示第千三百十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十二年十一月八日
国土交通大臣　馬淵　澄夫

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
ウルシ谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県美方郡香美町村岡区村岡
字裏台
三四五番二　一号及び二十四号
字平田
一三二番　二号及び三号
一二六番　四号
一二三番　五号
字ウルシ谷
五八八番二　六号
五九三番　七号
六一七番　八号
六一八番　九号
五五五番　二十二号
三四六番　二十三号
字深谷
三六九〇番一　十号から十二号まで
三六七六番一　十三号から十七号まで
字宮山
三六七四番　十八号及び十九号
三六七三番一　二十号
三六六六番二　二十一号

○国土交通省告示第千三百十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十二年十一月八日
国土交通大臣　馬淵　澄夫

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上カイジリ川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十五年内務省告示第三十七号で指定した土地の区域を除く。）
兵庫県朝来市田路
字畑垣内
七五九番　一号から三号まで及び十号
七五五番地先道路敷　九号
字カイジリ
八二番一　四号
八一番　五号及び六号
七九番　七号
七八番一　八号
字平田
一三二番　二号及び三号
一二六番　四号
一二三番　五号
字ウルシ谷
五八八番二　六号
五九三番　七号
六一七番　八号
六一八番　九号
五五五番　二十二号
三四六番　二十三号
字深谷
三六九〇番一　十号から十二号まで
三六七六番一　十三号から十七号まで
字宮山
三六七四番　十八号及び十九号
三六七三番一　二十号
三六六六番二　二十一号

○国土交通省告示第千三百十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十二年十一月八日
国土交通大臣　馬淵　澄夫

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
岡藤の沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を昭和五十七年建設省告示第百十二号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱四号と五号を結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道沙流郡日高町字豊郷
三〇七番六　一号
二七三番一　二号及び三号
二七九番二八　四号
二七九番七五　五号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を昭和五十七年建設省告示第百十二号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道沙流郡日高町字豊郷
二七三番一　一号、二号、三号、七号及び八号
二七九番二九　四号
二七九番二二　五号及び六号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
温根別小学校裏の沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道士別市温根別町
六三三九番五地先河川敷　一号及び十四号
一七〇七番一　二号及び三号
六三三九番四　四号及び五号
六三三九番一五　六号から八号まで
六三三九番五　九号及び十三号
六三三九番一　十号
六三三六番四　十一号及び十二号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
下寺の沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道釧路郡釧路町
別保五丁目　一五番　一号及び九号
三一番　二号及び三号
三二番　七号及び八号
一〇五番六二　四号から六号まで
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
別保
庫富沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成四年建設省告示第千八百三十九号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）
北海道沙流郡日高町
字庫富
七〇二番一地先河川敷　一号及び二号
字広富
一七番三　三号から二十三号まで
一番地先河川敷　二十四号

○国土交通省告示第千三百十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十二年十一月八日
国土交通大臣　馬淵　澄夫

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
シベット川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道久遠郡せたな町大成区花歌
三五五番一　一号及び二号
三五三八番　三号
三五六番　四号
三五七番　五号
三五六番　六号から八号まで
五二五番　九号
五二四番地先河川敷　十号及び十一号
三五六番一地先河川敷　十二号
三五六番二地先河川敷　十三号